

和基署発 0824 第 1 号
平成 27 年 8 月 24 日

事業者 各位

和歌山労働基準監督署長

和歌山産業保健総合支援センター

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に関する
説明会の開催について

平素は、労働安全衛生行政の推進に対して多大なる御理解・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生法の改正により、本年 12 月 1 日から労働者数 50 名以上の事業場に対し、ストレスチェック制度の実施が義務付けられることとなりました。(労働者数 50 名未満は努力義務。)

つきましては、下記により標記説明会を開催しますので、業務何かと御多忙のことと存じますが、この機会に是非とも御出席いただきますよう御案内申し上げます。

なお、参加申し込みについては、別添出席連絡票により平成 27 年 9 月 30 日(水)までに下記担当者あて出席者名等を御報告下さいますようお願いいたします。

また、会場準備の都合上、250 名の定員に達し次第、受付を締め切らせていただきますのであらかじめ御承知おき下さい。

記

1. 日時 平成 27 年 10 月 26 日(月) 13:30 ~ 16:00
2. 場所 和歌山市北出島 2 丁目 5 番 4 7 号
和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ) 4 F ホール

お問い合わせ先

和歌山労働基準監督署 安全衛生課担当

三木、大家(おおや)

〒640-8582 和歌山市黒田 2 丁目 3 番 3 号

電話 073-488-1201

FAX 073-475-0116

後援 和歌山県労働基準協会 和歌山支部

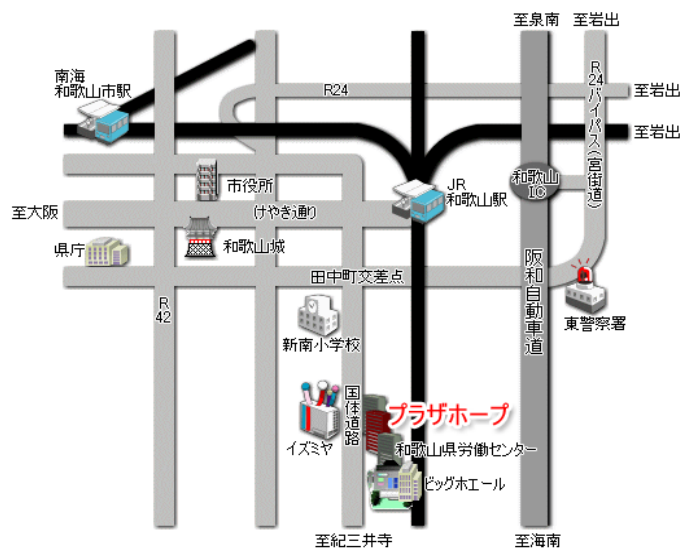
和歌山労働基準監督署 三木、大家 あて
FAX 073-475-0116

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に関する
説明会 出席連絡票

事業場名	
所在地	
電話番号	
出席者氏名	

平成 27 年 9 月 30 日(水)までに郵送または FAX により御報告願います。

プラザホープ案内図



改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック
制度に関する説明会 次第

- 1 和歌山労働基準監督署 署長挨拶
- 2 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について
和歌山産業保健総合支援センター
- 3 質疑応答